

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年9月26日(木)
午前10時 ~ 午後0時5分

第2 出席者 村井委員長
磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員、
長官、次長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長、総括審議官、
官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 報告事項

(1) 元警察刷新会議委員等に対する改革施策推進状況の報告結果等について

9月25日、元警察刷新会議委員等に対して、警察改革施策推進状況の報告を行ったので、警察庁から、その概要等について説明した。

委員から、「警察改革の方向として、組織をまたがる問題、例えば少年問題や組織犯罪などについて、関係機関等と連携した取り組みが引き続き必要と思われる。また、増員については、元委員の意見にもあったとおり、目に見える形でその効果を示していくことが必要であると思われ、これは政策評価という面からも必要なことであると考えられる。私は、従前から『大綱方針に基づく管理』とはどういうことが考えているが、こうした大綱方針に関わる施策等については、前広に

報告・説明いただければありがたい。」旨の発言があった。

警察庁から、「刷新会議の議論の中でも、『大綱方針とは何か』ということが議論されたところである。『大綱方針』について、国家公安委員会においては、国家公安委員会運営規則を改正して、その趣旨を明確にされた。その内容については、例えば、年頭にその年の重点項目等を文書で定めるようなことのみが大綱方針であるといった誤解が一部にある。しかし、大綱方針とは、そういったものだけではなく、例えば、委員会の会議の中で、警察庁から報告した事項に関する方針や考え方について委員が質問や指摘を行い了承されたものも大綱方針である。」旨の説明があった。

委員から、「元委員の方の御指摘にもあったが、『国民の抱く不安』の中身が何なのかという観点が大切である。それは、組織犯罪、少年問題、外国人犯罪、また広い意味での公安関係などであろうと思う。公安委員会としても、警察運営の在り方を、常に一步高い視点から見ていくことが必要であると考えている。」旨の発言があった。

(2) 国会の状況について

9月20日に行われた衆議院外務委員会の状況について報告した。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「平成14年8月13日、新潟県警察の事務吏員を懲戒免職処分とした拾得金品の業務上横領事案等に関し、同県警察は、近く、同事件を検察庁に送致するとともに、当時の上司ら4人を減給等の処分とするほか、国家公安委員会の了承が得られれば、当時の署長を本部長訓戒の措置とする予定である。

徳島県警察の事務吏員が、9月18日、徳島市内の飲食店において、知人女性の財布を窃取した事案に関し、同県警察は、同日、同事務吏員を通常逮捕するとともに、20日、懲戒免職処分とした。

佐賀県警察の巡査長が、平成14年9月1日、事件捜査に関する捜索活動中、同所において現金を窃取した事案に関し、同県警察は、同月20日、同人を通常逮捕するとともに、同月27日、懲戒免職処分とする予定である。

警視庁の巡査部長が、東京都昭島市内の交差点で酒酔い・人身交通事故を起こした事案に関し、同庁は、9月27日、同巡査部長を懲戒免職の処分にする予定である。」

旨の説明があった。

(4) 平成14年全国地域安全運動の実施について

警察庁から、「10月11日から20日までの間、防犯協会等関係機関・団体と連携して、『住宅を対象とする侵入盗の防止』を全国重点とした全国地域安全運動を実施する。」旨の報告があった。

(5) 2002年薬物犯罪取締セミナーの実施について

警察庁から、「10月2日から17日までの間、東京都内において、国際協力事業団との共催により、アジア、中南米等の治安機関の幹部等の参加を得て、薬物犯罪取締セミナーを開催する。」旨の報告があった。

委員から、「このようなセミナーを開催することは大変結構なことだと思うが、薬物犯罪取締りのほかに警察はどのようなセミナーを行っているのか後日説明してほしい。」旨、発言があった。

(6) 皇后陛下のスイス国御旅行（国際児童図書評議会創立50周年記念大会御出席）に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇后陛下は、9月28日から10月3日までの間、『国際児童図書評議会創立50周年記念大会』御出席のため、スイス国を御旅行になる。関係警察では、所要の警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(7) 「よど号」犯人・魚本公博に対する逮捕状請求について（警視庁）

警察庁から、「警視庁は、9月25日、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、『よど号』犯人・魚本（旧姓安部）公博に対する逮捕状の発付を得た。現在、ICPOを通じた国際手配の手続きを進めている。」旨の報告があった。

3 その他

(1) 委員から、「先日の新聞で『悪質な金融業者2,000社を告発』という記事があったが、この記事は事実なのか。暴力団が関係するなど、このような問題への対応は国民の治安への不安感の解消という観点からも重要なことだと思うがどうか。」との質問があり、警察庁から、「金融事犯については、9月20日現在、11都県で告発が大量になされており、現在捜査中である。金融事犯に対しては出資法等が適用されるが、その件数は伸びており、平成9年は142件だったものが、昨年は216件となっている。また、暴力団が関係する事案については暴力団対策部とも連携し、積極的に対応していきたいと考えている。」旨、説明した。

委員から、「大量に告発がなされているとのことだが、警察の捜査力に不足を生じないか。」との質問があり、警察庁から、「告発の多い県警では、所要の体制をとって対応しているところである。出資法は、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合に、年29.2パーセントを超える利息の契約をし、又はこれを超える利息を受領することに対して罰則を設けており、このような事実の解明のため、捜査に若干時間を要するところである。」旨、説明した。委員から、「景気の停滞する中、注目すべき事案であり、警察が積極的に取り組む姿勢を見せるとよいのではないか。」旨、発言があった。